

平成22年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 174 回国会(常会)提出

平成22年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	3
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	3
(二) 歳入の概要	4
1 地 方 税	4
2 地 方 譲 与 税	21
3 地 方 特 例 交 付 金	21
4 地 方 交 付 税	22
5 国 庫 支 出 金	23
6 地 方 債	24
7 使用料及び手数料	27
8 雑 収 入	27
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	28
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	28
(二) 歳出の概要	31
1 給 与 関 係 経 費	31
2 一 般 行 政 経 費	33
3 地 方 再 生 対 策 費	36
4 地 域 雇 用 創 出 推 進 費	36
5 地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 臨 時 特 例 費	36
6 公 債 費	36
7 維 持 補 修 費	37
8 投 資 的 経 費	37
9 公 営 企 業 繰 出 金	42
10 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	42
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	43

策 定 方 針

平成 22 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 22 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。
- 2 地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 1,761 億円については、法律の定めるところにより平成 28 年度以降の地方交付税の総額に加算する。

- (2) これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円（うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円、平成 21 年度において別枠で加算した 1 兆円のうち平成 22 年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額 5,000 億円（平成 20 年 12 月 18 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項）、同法附則第 4 条の 2 第 3 項の加算額 866 億円、同条第 4 項の加算額 6,695 億円、臨時財政対策特例加算額 5 兆 3,880 億円）増額する。

また、平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用する。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 7 兆 7,069 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 1 兆 700 億円増発する。

- (3) 上記の結果、平成22年度の地方交付税については、16兆8,935億円（前年度に比し1兆733億円、6.8%の増）を確保する。
- 3 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画の規模は、15兆8,976億円（普通会計分13兆4,939億円、公営企業会計等分2兆4,037億円）とする。
- 4 地域主権の確立に向け、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (1) 当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えるために必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円を計上する。
- (2) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえた国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し15.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (3) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (4) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (5) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 5 公的資金補償金免除繰上償還については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- 6 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 7 地方行財政運営の合理化を図ることとし、引き続き職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は82兆1,268億円であり、前年度に比し、4,289億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)					
区	分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増	減	額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	325,096	361,860	△	36,764	△	10.2
1	普通税	309,247	345,234	△	35,987	△	10.4
2	目的税	15,849	16,626	△	777	△	4.7
II	地方譲与税	19,171	14,618		4,553		31.1
1	地方揮発油譲与税	2,777	1,764		1,013		57.4
2	地方道路譲与税	—	1,048	△	1,048		皆減
3	石油ガス譲与税	123	133	△	10	△	7.5
4	自動車重量譲与税	3,090	3,300	△	210	△	6.4
5	航空機燃料譲与税	143	152	△	9	△	5.9
6	特別とん譲与税	102	125	△	23	△	18.4
7	地方法人特別譲与税	12,936	8,096		4,840		59.8
III	地方特例交付金	3,832	4,620	△	788	△	17.1
IV	地方交付税	168,935	158,202		10,733		6.8
V	国庫支出金	115,663	103,016		12,647		12.3
1	義務教育職員給与費負担金	15,938	16,483	△	545	△	3.3
2	その他普通補助負担金等	69,244	49,609		19,635		39.6
	(ア) 生活保護費負担金	22,367	20,947		1,420		6.8
	(イ) 児童保護費等負担金	5,526	5,312		214		4.0
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	7,841	6,718		1,123		16.7
	(エ) 児童手当及子ども手当交付金	16,699	4,296		12,403		288.7
	(オ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,876	—		3,876		皆増
	(カ) その他の補助負担金等	12,935	12,336		599		4.9
3	公共事業費補助負担金	20,148	24,669	△	4,521	△	18.3
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	19,785	24,289	△	4,504	△	18.5
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	363	380	△	17	△	4.5
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	267	259		8		3.1
5	施設等所在市町村調整交付金	68	66		2		3.0
6	交通安全対策特別交付金	758	784	△	26	△	3.3
7	電源立地地域対策等交付金	1,415	1,444	△	29	△	2.0
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	248	244		4		1.6
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	57	58	△	1	△	1.7
10	地域活力基盤創造交付金	—	9,400	△	9,400		皆減
11	社会資本整備総合交付金(仮称) (活力創出基盤整備総合交付金の内数)	7,520	—		7,520		皆増

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (%)
VI 地 方 債	134,939	118,329	16,610	14.0
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2
VIII 雑 収 入	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4
歳 入 合 計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5

(注) 地方特例交付金の平成21年度の額は、特別交付金を含む。

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成22年度		平成21年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	325,096	39.6	361,860	43.8
2 地 方 譲 与 税	19,171	2.3	14,618	1.8
3 地 方 特 例 交 付 金	3,832	0.5	4,620	0.6
4 地 方 交 付 税	168,935	20.6	158,202	19.2
5 国 庫 支 出 金	115,663	14.1	103,016	12.5
6 地 方 債	134,939	16.4	118,329	14.3
7 使 用 料 及 び 手 数 料	13,126	1.6	15,859	1.9
8 雑 収 入	40,506	4.9	49,053	5.9
歳 入 合 計	821,268	100.0	825,557	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税12兆9,226億円、市町村税19兆5,870億円、合わせて32兆5,096億円（地方法人特別譲与税1兆2,936億円を加えた場合は33兆8,032億円）である。

前年度に比し、道府県税は2兆4,992億円（16.2%）減少、市町村税は1兆1,772億円（5.7%）減少、合わせて3兆6,764億円（10.2%）減少（地方法人特別譲与税1兆2,936億円を加えた場合は、3兆1,924億円（8.6%）減少）している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成21年 度当初見 込額 (A)	平成22年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成21年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	59,830	52,605	51,906	—	51,906	△ 7,924	86.8

税 目	平成21年 度当初見 込額 (A)	平成22年度				比較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成21年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
ア 個人均等割	606	611	605	—	605	△ 1	99.8
イ 所得割	47,906	43,737	43,305	—	43,305	△ 4,601	90.4
ウ 法人均等割	1,419	1,405	1,400	—	1,400	△ 19	98.7
エ 法人税割	5,801	4,337	4,081	—	4,081	△ 1,720	70.3
オ 利子割	2,767	1,983	1,983	—	1,983	△ 784	71.7
カ 配当割	1,117	378	378	—	378	△ 739	33.8
キ 株式等譲渡所得割	214	154	154	—	154	△ 60	72.0
2 事業税	32,839	18,901	18,823	△ 20	18,803	△ 14,036	57.3
ア 個人	2,143	2,032	2,010	—	2,010	△ 133	93.8
イ 法人	30,696	16,869	16,813	△ 20	16,793	△ 13,903	54.7
3 地方消費税	25,464	24,884	24,884	3	24,887	△ 577	97.7
ア 譲渡割	18,493	18,729	18,729	3	18,732	239	101.3
イ 貨物割	6,971	6,155	6,155	—	6,155	△ 816	88.3
4 不動産取得税	4,507	3,589	3,565	10	3,575	△ 932	79.3
5 道府県たばこ税	2,559	2,351	2,351	77	2,428	△ 131	94.9
6 ゴルフ場利用税	565	568	566	—	566	1	100.2
7 自動車取得税	2,533	2,291	2,291	△ 5	2,286	△ 247	90.2
8 軽油引取税	8,364	8,472	8,432	—	8,432	68	100.8
9 自動車税	16,470	16,329	16,272	—	16,272	△ 198	98.8
10 鉱区税	4	4	4	—	4	0	100.0
11 固定資産税(特例分等)	150	48	48	—	48	△ 102	32.0
道府県普通税計	153,285	130,042	129,142	65	129,207	△ 24,078	84.3
II 目的税							
1 軽油引取税	913	—	—	—	—	△ 913	皆減
2 狩猟税	20	19	19	—	19	△ 1	95.0
道府県目的税計	933	19	19	—	19	△ 914	2.0
III 道府県税計	154,218	130,061	129,161	65	129,226	△ 24,992	83.8
B 市町村税							
I 普通税							
1 市町村民税	93,211	82,325	81,714	△ 1	81,713	△ 11,498	87.7
ア 個人均等割	1,816	1,834	1,815	—	1,815	△ 1	99.9
イ 所得割	71,976	65,615	65,048	—	65,048	△ 6,928	90.4
ウ 法人均等割	4,079	4,104	4,100	—	4,100	21	100.5
エ 法人税割	15,340	10,772	10,751	△ 1	10,750	△ 4,590	70.1
2 固定資産税	89,099	90,269	89,032	1	89,033	△ 66	99.9
ア 土地	34,548	35,008	34,500	2	34,502	△ 46	99.9
イ 家屋	36,555	38,070	37,497	—	37,497	942	102.6
ウ 償却資産	17,045	16,236	16,080	△ 1	16,079	△ 966	94.3
エ 交付金	951	955	955	—	955	4	100.4

税 目	平成21年 度当初見 込額 (A)	平 成 22 年 度				比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成21年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)		
3 軽自動車税	1,743	1,818	1,792	—	1,792	49	102.8	
4 市町村たばこ税	7,859	7,220	7,220	234	7,454	△ 405	94.8	
5 鉱産税	18	25	25	—	25	7	138.9	
6 特別土地保有税	19	—	23	—	23	4	121.1	
市町村普通税計	191,949	181,657	179,806	234	180,040	△ 11,909	93.8	
II 目 的 税								
1 入湯税	239	227	225	—	225	△ 14	94.1	
2 事業所税	3,252	3,281	3,261	—	3,261	9	100.3	
3 都市計画税	12,202	12,429	12,344	—	12,344	142	101.2	
4 水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—	
市町村目的税計	15,693	15,937	15,830	—	15,830	137	100.9	
III 市 町 村 税 計	207,642	197,594	195,636	234	195,870	△ 11,772	94.3	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成21年 度当初見 込額 (A)	平 成 22 年 度			比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成21年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)		
道 府 県 税	135,100	112,726	68	112,794	△22,306	83.5	
市 町 村 税	226,760	212,071	231	212,302	△14,458	93.6	
合 計	361,860	324,797	299	325,096	△36,764	89.8	

附 表 平成22年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 不動産取得税	10		10
(1) 非住宅家屋に係る特例の見直し	1		1
(2) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止	1		1
(3) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例の廃止	4		4
(4) (独) 都市再生機構に係る特例の廃止	3		3
(5) その他	1		1
2 自動車取得税	△ 5		△ 5
環境性能に優れた中量車の特例対象への追加	△ 5		△ 5
3 固定資産税		1	1
(1) 国内路線に就航する航空機に係る特例措置の拡充		△ 2	△ 2
(2) 成田国際空港株式会社とその事業の用に供する一定の施設に係る特例措置の見直し		3	3
(3) その他		1	1
4 地方たばこ税	77	234	311
税率の引上げ	77	234	311
合 計	82	235	317
国の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 1	△ 18
法人住民税		△ 1	△ 1
法人事業税	△ 20		△ 20
地方消費税	3		3
再 計	65	234	299

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 13		△ 13
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	52	234	286

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成22年度課税見込人員60,758千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円		
府	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成22年度課税標準見込額1,105,435 億円)	2 所得割 (イ)		
		(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
県	民		(ロ)・課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用を 受けるものを除く。)に係るもの である場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額		
			<ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の2 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の2 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.2 先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2 		
税	税	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 民 税	3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成22年度課税標準見込額12,596億円）	3 配当割 一定税率 100分の3
		4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成22年度課税標準見込額5,143億円）	4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3
道 府 県	法 人 税	1 均等割 （平成22年度納税義務者見込数3,045千人）	1 均等割 標準税率 （イ）資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 （ロ）資本金等の額1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 （ハ）資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 （ニ）資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 （ホ）資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円
		2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6
道 府 県	通 事 業 税	利子等に係る分離課税分（利子割） （平成22年度課税標準見込額39,667億円）	一定税率 100分の5
		法 人 1 2に掲げる事業以外の事業 （1）資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 （2）資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等所得	法 人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 （1）資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 （2）資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超 100分の3.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3〕

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通	事 業 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超 100分の5.3 ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の5.3 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行 う法人 収入割 100分の0.7 制限税率 標準税率の1.2倍
		個 人 所 得(事業主控除及び事業専従者控除後 の所得) 事業主控除 年290万円	個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。) を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
	地 方 消 費 税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
税	不 動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18 年1月1日から平成24年3月31日までの 間に行われた場合においては課税標準を 価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除 する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万 円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を 乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成24 年3月31日までの間に行われた住宅及び 土地の取得については100分の3

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 普 通 税	道 府 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円 ※平成22年10月1日以降 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円
		利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
		引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
		自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 39,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	3 リットル以下 51,000円
			3 リットル超
府	通	動	3.5リットル以下 58,000円
			3.5リットル超
県	税	車	4 リットル以下 66,500円
			4 リットル超
税	税	税	4.5リットル以下 76,500円
			4.5リットル超
			6 リットル以下 88,000円
			6 リットル超 111,000円
			2 トラック(三輪の小型自動車を除く。)
			営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
			最大積載量 税額(年額)
			1 トン以下 6,500円
			1 トン超2 トン以下 9,000円
			2 トン超3 トン以下 12,000円
			3 トン超4 トン以下 15,000円
			4 トン超5 トン以下 18,500円
			5 トン超6 トン以下 22,000円
			6 トン超7 トン以下 25,500円
			7 トン超8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
			に8 トンを超える部分1 トンまで
			ごとに4,700円を加算した額
			自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
			最大積載量 税額(年額)
			1 トン以下 8,000円
			1 トン超2 トン以下 11,500円
			2 トン超3 トン以下 16,000円
			3 トン超4 トン以下 20,500円
			4 トン超5 トン以下 25,500円
			5 トン超6 トン以下 30,000円
			6 トン超7 トン以下 35,000円
			7 トン超8 トン以下 40,500円
			8 トン超 40,500円
			に8 トンを超える部分1 トンまで
			ごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車
			営業用
			小型自動車 年額 7,500円
			普通自動車 年額15,100円
			自家用
			小型自動車 年額10,200円
			普通自動車 年額20,600円
			被けん引自動車
			営業用
			小型自動車 年額3,900円
			普通自動車で8 トン以下のもの
			年額7,500円
			普通自動車で8 トン超のもの
			7,500円に8 トンを超える部分1 トンまでごとに3,800円を加算した額
			(年額)
			自家用
			小型自動車 年額5,300円
			普通自動車で8 トン以下のもの
			年額10,200円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	自 普 通 車 税		普通自動車で8トンを超えるもの 10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額) ※トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 3 バス(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供す るもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉾区の面積、砂鉾区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉾を目的としない鉾業権の鉾区 試掘鉾区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉾区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目 的とする鉾業権の鉾区にあっては、上記 の3分の2の税率とする。

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	鉱 区 税	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課 することができる固定資産税の課税標準と なるべき金額を超える部分の金額
	目 的 的 税	狩 猟 者 の 登 録 (平成22年度課税見込件数145千件)	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、道府県民税の所得割額を 納付することを要しないもののうち、一 定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、4に掲げる者以 外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、道府県民税の所 得割額を納付することを要しないもの のうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のい ずれかに該当する場合は1から5の税 率に次に定める割合を乗じた税率とす る ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登 録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者 が受ける放鳥獣猟区および放鳥獣猟 区以外の場所にかかる狩猟者の登録 4分の3 7 平成20年4月1日から平成25年3月 31日までの間に受ける狩猟者の登録で 次のいずれかに該当する場合における 税率は、1から5の税率に2分の1を乗 じた税率とする ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登 録 ② ①の狩猟者の登録を受けていた者 が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 において、その者が①の登録に係る 狩猟免許と同一の種類の狩猟免許に ついて①の登録の有効期間の範囲内 の期間を有効期間とする狩猟者の登 録を受けるときにおける狩猟者の登 録

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成22年度課税見込人員60,758千人)	1 均等割 標準税率 年額 3,000円		
町	通	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成22年度課税標準見込額1,105,446 億円)	2 所得割 (イ)		
		(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、 株式等に係る譲渡所得等及び先物取 引に係る雑所得等については、他の所 得と区分した課税長期譲渡所得金額、 課税短期譲渡所得金額、株式等に係る 課税譲渡所得等の金額又は先物取引 に係る課税雑所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6				
村	民		(ロ)・課税長期譲渡所得金額 100分の3 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の 供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである場 合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を 超える居住用家屋及びその敷地 の譲渡(一定の居住用財産に係 る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額		
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3</td> <td>・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8</td> </tr> </tbody> </table>	・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3	・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8
・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 ただし、 国又は地方公共団体等に対する 土地等の譲渡に係る短期譲渡所 得の場合 100分の3	・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所 得等の場合 100分の1.8				
村	税		・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3		
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と 区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	法 人 1 均等割 (平成22年度納税義務者見込数3,542千人)	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 年額 50,000円
			(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 年額 120,000円
町	通	法 人 1 均等割 (平成22年度納税義務者見込数3,542千人)	(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え、1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人 年額 130,000円
			(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であっ て、かつ、市町村 内の事務所等の 従業者数が50人 を超える法人 年額 150,000円
村	民	法 人 1 均等割 (平成22年度納税義務者見込数3,542千人)	(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人 年額 160,000円
			(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 400,000円
税	税	法 人 1 均等割 (平成22年度納税義務者見込数3,542千人)	(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人 年額 410,000円
税	税	法 人 1 均等割 (平成22年度納税義務者見込数3,542千人)	(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
			2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額
町	固	1 土地 賦課期日における価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。)ただし、宅地等については、以下のとおりとする。 ① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率(6分の1又は3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。 市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。	標準税率 100分の1.4
村	定	資	
税	通	産	
税	税	税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市	普	固定資産税 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の1の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。 2 家屋 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） 3 償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの） また、大規模の償却資産については地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額		
		交付金 国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率	100分の1.4
	町	軽自動車税 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
村	市たばこ税 小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円 ※平成22年10月1日以降 紙巻たばこ等 1,000本につき4,681円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,190円		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
		特別有土地税	※平成15年度以降当分の間課税停止
	入税湯	入湯日数	標準税率 1人1日につき150円
町	事業所税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
		2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
	都 市 計 画 税	<p>1 土 地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、宅地等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 商業地等 イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。 ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。 ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</p> <p>② 住宅用地 イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率(3分の1又は3分の2)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</p> <p>また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率(1.025、1.05、1.075、1.1)を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。</p>	制限税率 100分の0.3
村	的 計 画 税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税	都 市 計 画 税	<p>市街化区域農地（三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。）については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分（0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満）に応じて、前年度分の課税標準額に負担調整率（1.025、1.05、1.075、1.1）を乗じて得た額によって算定した場合における税額を超える場合には、当該負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とする。</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（以下「特定市街化区域農地」という。）については、当該特定市街化区域農地の価格の3分の2の額（一定のものについては一定の調整率を乗じて得た額）又は、住宅用地と同様の措置により算定した額とする。</p> <p>2 家屋 固定資産税の課税標準となるべき価格（特定のものについては一定の特例率を乗じたもの）</p>	
		水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は1兆9,171億円であり、前年度に比し、4,553億円（31.1%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成21年度 当初見込額	平成22年度			比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額 (A)	税制改正 による増 減収見込 額 (B)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (C)	平成21年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A) (D)		
1 地方揮発油譲与税	1,764	2,777	—	2,777	1,013	157.4	
2 地方道路譲与税	1,048	—	—	—	△ 1,048	皆減	
3 石油ガス譲与税	133	123	—	123	△ 10	92.5	
4 自動車重量譲与税	3,300	3,090	—	3,090	△ 210	93.6	
5 航空機燃料譲与税	152	143	—	143	△ 9	94.1	
6 特別とん譲与税	125	102	—	102	△ 23	81.6	
7 地方法人特別譲与税	8,096	12,949	△ 13	12,936	4,840	159.8	
合 計	14,618	19,184	△ 13	19,171	4,553	131.1	

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は3,832億円であり、前年度に比し、788億円（17.1%）減少している。

(1) 児童手当及び子ども手当特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成22年度353億円）及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額（平成22年度527億円）並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するために必要な額等（平成22年度1,457億円）を合算した額2,337億円を計上している。

(2) 減収補てん特例交付金

減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするために必要な額（平成22年度995億円）及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために必要な額（平成22年度500億円）を合算した額1,495億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は16兆8,935億円であり、前年度に比し、10,733億円(6.8%)増加している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成22年度 (A)	平成21年度			増減額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	12,614,000	15,572,000	△ 2,808,000	12,764,000	△ 2,958,000	△ 150,000	
酒 税(b)	1,383,000	1,420,000	—	1,420,000	△ 37,000	△ 37,000	
小計(a)+(b) (c)	13,997,000	16,992,000	△ 2,808,000	14,184,000	△ 2,995,000	△ 187,000	
法 人 税(d)	5,953,000	10,544,000	△ 5,369,000	5,175,000	△ 4,591,000	778,000	
消 費 税(e)	9,638,000	10,130,000	△ 749,000	9,381,000	△ 492,000	257,000	
た ば こ 税(f)	827,000	843,000	△ 26,000	817,000	△ 16,000	10,000	
地 方 交 付 税(g)	17,094,542	16,111,283	—	16,111,283	983,259	983,259	
(1) (c)×32%	4,479,040	5,437,440	△ 898,560	4,538,880	△ 958,400	△ 59,840	
(2) (d)×34%	2,024,020	3,584,960	△ 1,825,460	1,759,500	△ 1,560,940	264,520	
(3) (e)×29.5%	2,843,210	2,988,350	△ 220,955	2,767,395	△ 145,140	75,815	
(4) (f)×25%	206,750	210,750	△ 6,500	204,250	△ 4,000	2,500	
(5) 精 算 分 地方交付税法	△ 87,578	△ 388,617	—	△ 388,617	301,039	301,039	
(6) 附則第4条の 2第3項に基 づく加算額 地方交付税法	86,600	140,000	—	140,000	△ 53,400	△ 53,400	
(7) 附則第4条の 2第4項に基 づく加算額 「地域活性化・ 雇用等臨時特 例費」の創設 による別枠の 加算額	669,500	583,100	—	583,100	86,400	86,400	
(8) 平成21年度別 枠加算1兆円 のうち平成22 年度に協議す ることとされ ていた加算額	985,000	—	—	—	985,000	985,000	
(9) 臨時財政対策 特例加算額	5,388,000	2,555,300	1,475,738	4,031,038	2,832,700	1,356,963	
(10) 臨時財政対策 債振替加算額 地方交付税法	—	—	1,475,738	1,475,738	—	△ 1,475,738	
(11) 附則第4条第 1項柱書に基 づく加算額	—	1,000,000	—	1,000,000	△ 1,000,000	△ 1,000,000	
返 還 金(h)	187	54	—	54	133	133	
借入金等利子充 分(i)	△ 571,200	△ 571,100	—	△ 571,100	△ 100	△ 100	
剰 余 金 の 活 用(j)	370,000	280,000	—	280,000	90,000	90,000	
合 計(g)～(j)	16,893,529	15,820,237	—	15,820,237	1,073,292	1,073,292	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、11兆5,663億円であり、前年度に比し、1兆2,647億円(12.3%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1	普通補助負担金等	8,518,193	6,609,103	1,909,090
	(1) 義務教育職員給与費負担金	1,593,767	1,648,250	△ 54,483
	(2) その他普通補助負担金等	6,924,426	4,960,853	1,963,573
	(7) 生活保護費負担金	2,236,721	2,094,746	141,975
	(i) 児童保護費等負担金	552,572	531,149	21,423
	(ii) 障害者自立支援給付費等負担金	784,118	671,753	112,365
	(e) 児童手当及子ども手当交付金	1,669,884	429,604	1,240,280
	(f) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	387,604	—	387,604
	(h) その他の補助負担金等	1,293,527	1,233,601	59,926
2	公共事業費補助負担金	2,014,773	2,466,948	△ 452,175
	(1) 普通建設事業費補助負担金	1,978,491	2,428,896	△ 450,405
	(2) 災害復旧事業費補助負担金	36,282	38,052	△ 1,770
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,740	25,940	800
4	施設等所在市町村調整交付金	6,800	6,600	200
5	交通安全対策特別交付金	75,746	78,382	△ 2,636
6	電源立地地域対策等交付金	141,504	144,417	△ 2,913
7	特定防衛施設周辺整備調整交付金	24,764	24,380	384
8	石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,731	5,823	△ 92
9	地域活力基盤創造交付金	—	940,000	△ 940,000
10	社会資本整備総合交付金(仮称) (活力創出基盤整備総合交付金の内数)	752,000	—	752,000
	合 計	11,566,251	10,301,593	1,264,658

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は13兆4,939億円であり、前年度に比し、1兆6,610億円(14.0%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

区 分		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	51,630	59,820	△ 8,190
1	一般公共事業	14,985	18,186	△ 3,201
2	公営住宅建設事業	1,283	1,532	△ 249
3	災害復旧事業	321	372	△ 51
4	教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	△ 912
	(1) 学校教育施設等	1,622	1,923	△ 301
	(2) 社会福祉施設	249	291	△ 42
	(3) 一般廃棄物処理	1,054	1,243	△ 189
	(4) 一般補助施設等	1,537	1,817	△ 280
	(5) 施設(一般財源化分)	600	700	△ 100
5	一般単独事業	23,251	27,057	△ 3,806
	(1) 一般	4,791	5,328	△ 537
	(2) 地域活性化	600	844	△ 244
	(3) 防災対策	1,039	1,222	△ 183
	(4) 地方道路等	8,621	10,163	△ 1,542
	(5) 旧合併特例	8,200	9,500	△ 1,300
6	辺地及び過疎対策事業	2,812	2,792	20
	(1) 辺地対策	415	457	△ 42
	(2) 過疎対策	2,397	2,335	62
7	公共用地先行取得等事業	516	607	△ 91
8	行政改革推進	3,200	3,200	0
9	調整	200	100	100
	公営企業債	1,340	1,323	17
	水道事業(上水道分)	299	403	△ 104
	交通事業	831	731	100
	電気事業・ガス事業	2	2	0
	病院事業・介護サービス事業	208	186	22
	観光その他事業(駐車場整備分)	—	1	△ 1
	臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583
	退職手当債	4,900	5,700	△ 800
	合 計	134,939	118,329	16,610

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成22年度から3年間で、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

参考表 平成22年度地方債計画

		(単位 億円)		
区	分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	一般公共事業	14,985	18,186	△ 3,201
2	公営住宅建設事業	1,283	1,532	△ 249
3	災害復旧事業	321	372	△ 51
4	教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	△ 912
	(1) 学校教育施設等	1,622	1,923	△ 301
	(2) 社会福祉施設	249	291	△ 42
	(3) 一般廃棄物処理	1,054	1,243	△ 189
	(4) 一般補助施設等	1,537	1,817	△ 280
	(5) 施設（一般財源化分）	600	700	△ 100
5	一般単独事業	23,251	27,057	△ 3,806
	(1) 一般	4,791	5,328	△ 537
	(2) 地域活性化	600	844	△ 244
	(3) 防災対策	1,039	1,222	△ 183
	(4) 地方道路等	8,621	10,163	△ 1,542
	(5) 旧合併特例	8,200	9,500	△ 1,300
6	辺地及び過疎対策事業	3,133	3,116	17
	(1) 辺地対策	433	478	△ 45
	(2) 過疎対策	2,700	2,638	62
7	公共用地先行取得等事業	516	607	△ 91
8	行政改革推進	3,200	3,200	0
9	調整	200	100	100
	計	51,951	60,144	△ 8,193
二	公営企業債			
1	水道事業	3,535	3,570	△ 35
2	工業用水道事業	233	289	△ 56
3	交通事業	2,698	2,564	134
4	電気事業・ガス事業	61	36	25
5	港湾整備事業	515	550	△ 35
6	病院事業・介護サービス事業	2,779	2,414	365
7	市場事業・と畜場事業	934	128	806

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
8 地 域 開 発 事 業	1,459	1,339	120
9 下 水 道 事 業	12,500	13,494	△ 994
10 観 光 そ の 他 事 業	42	130	△ 88
計	24,756	24,514	242
合 計	76,707	84,658	△ 7,951
三 公 営 企 業 借 換 債	300	—	300
四 臨 時 財 政 対 策 債	77,069	51,486	25,583
五 退 職 手 当 債	4,900	5,700	△ 800
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,185)	(1,819)	(△ 634)
総 計	(1,185)	(1,819)	(△ 634)
内訳	158,976	141,844	17,132
普 通 会 計 分	134,939	118,329	16,610
公 営 企 業 会 計 等 分	24,037	23,515	522
資 金 区 分			
公 的 資 金	64,980	57,670	7,310
財 政 融 資 資 金	43,390	39,340	4,050
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	21,590	18,330	3,260
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1,185)	(1,819)	(△ 634)
民 間 等 資 金	93,996	84,174	9,822
市 場 公 募	43,000	36,700	6,300
銀 行 等 引 受	50,996	47,474	3,522

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 旧合併特例の平成21年度計画額は、合併特例に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、高校の実質無償化により、公立高等学校については、授業料を不徴収とすること及び最近における実績等を勘案して、前年度に比し、2,733億円の減少を見込み、1兆3,126億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案した上で、決算との乖離是正を実施したことに伴い、前年度に比し、8,547億円の減少を見込み、4兆506億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は82兆1,268億円であり、前年度に比し、4,289億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額		(単位 億円)	
			(A) - (B)	増 減 率 (%)		
I 給 与 関 係 経 費	216,864	221,271	△	4,407	△	2.0
1 給与費(追加費用及び退職手当を除く)	183,932	189,124	△	5,192	△	2.7
(7) 義務教育教職員	55,508	57,110	△	1,602	△	2.8
(イ) 警察関係職員	22,343	23,174	△	831	△	3.6
(ウ) 消防職員	12,095	12,210	△	115	△	0.9
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	93,986	96,630	△	2,644	△	2.7
2 追加費用	9,820	8,183		1,637		20.0
3 退職手当	22,800	23,619	△	819	△	3.5
4 恩給費	312	345	△	33	△	9.6
II 一般行政経費	294,331	272,608		21,723		8.0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	144,313	122,887		21,426		17.4
(7) 生活保護費	29,823	27,930		1,893		6.8
(イ) 児童保護費	11,051	10,623		428		4.0
(ウ) 障害者自立支援給付費	15,682	13,435		2,247		16.7
(エ) 後期高齢者医療給付費	18,983	18,468		515		2.8
(オ) 介護給付費	19,868	18,934		934		4.9
(カ) 児童手当及び子ども手当	22,177	9,316		12,861		138.1
(キ) その他の一般行政経費	26,729	24,181		2,548		10.5
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,285		0		0.0
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,733	11,436		297		2.6
III 地方再生対策費	4,000	4,000		0		0.0
IV 地域雇用創出推進費	—	5,000	△	5,000		皆減
V 地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	—		9,850		皆増
VI 公 債 費	134,025	132,955		1,070		0.8
VII 維持補修費	9,663	9,678	△	15	△	0.2
VIII 投資的経費	119,074	140,617	△	21,543	△	15.3
1 直轄事業負担金	7,072	10,323	△	3,251	△	31.5
2 公共事業費	43,319	49,486	△	6,167	△	12.5
(7) 普通建設事業費	42,806	48,966	△	6,160	△	12.6

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
(イ) 災害復旧事業費 (直轄、補助事業計)	513 50,391	520 59,809	△ 7 △ 9,418	△ 1.3 △ 15.7
3 一般事業費	49,405	59,440	△ 10,035	△ 16.9
(ア) 普通建設事業費	48,787	58,701	△ 9,914	△ 16.9
(イ) 災害復旧事業費	618	739	△ 121	△ 16.4
4 特別事業費	19,278	21,368	△ 2,090	△ 9.8
(ア) 過疎対策事業費	7,660	7,619	41	0.5
(イ) 地域活性化事業費	711	1,085	△ 374	△ 34.5
(ウ) 旧合併特例事業費	8,740	10,125	△ 1,385	△ 13.7
(エ) 防災対策事業費	1,129	1,328	△ 199	△ 15.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分) (地方単独事業計)	1,038 68,683	1,211 80,808	△ 173 △ 12,125	△ 14.3 △ 15.0
IX 公営企業繰出金	26,961	26,628	333	1.3
1 収益勘定繰出金	13,562	13,405	157	1.2
2 資本勘定繰出金	13,399	13,223	176	1.3
X 地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える 必要経費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2
歳 出 合 計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5

(注) 旧合併特例事業費の平成21年度の額は、合併特例事業費に係るものである。

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	(単位 億円) 金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給与関係経費	△ 4,407	△ 3,857	2 追加費用	1,637	1,637
1 給与費(追加費用及び 退職手当を除く)	△ 5,192	△ 4,642	3 退職手当	△ 819	△ 819
(ア) 給与改定による増減	△ 3,686	△ 3,330	4 恩給費	△ 33	△ 33
(イ) 昇給等による増減	322	142	II 一般行政経費	21,723	4,468
(ウ) 給与構造改革による 増減	△ 1,182	△ 1,011	1 国庫補助負担金等を 伴うもの	21,426	4,171
(エ) 地域民間給与の反映 等による増減	△ 984	△ 915	(ア) 生活保護費	1,893	473
(オ) 職員数による増減	△ 1,510	△ 1,539	(イ) 児童保護費	428	214
(カ) 公立保育所保育士人 件費の移替えによる 増減	1,770	1,770	(ウ) 障害者自立支援給付費	2,247	1,124
(キ) 特別職の給与改定等 による増減	△ 178	△ 178	(エ) 後期高齢者医療給付費	515	508
(ク) そ の 他	256	419	(オ) 介護給付費	934	934
(a) 共済組合負担金の 改定による増減	404	404	(カ) 児童手当及び子ども手当	12,861	458
(b) そ の 他	△ 148	15	(キ) その他の一般行政経費	2,548	460
			2 国庫補助負担金を伴 わないもの	0	0
			(ア) 一般行政経費	0	0
			(イ) 追加財政需要	0	0
			3 国民健康保険・後期高 齢者医療制度関係事業費	297	297

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
III 地方再生対策費	0	0	(j) その他	261	497
IV 地域雇用創出推進費	△ 5,000	△ 5,000	(イ) 災害復旧事業費	△ 7	10
V 地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	9,850	(直轄、補助事業計)	△ 9,418	△ 4,897
VI 公債費	1,070	1,070	3 一般事業費	△10,035	△10,035
VII 維持補修費	△ 15	△ 15	(ア) 普通建設事業費	△ 9,914	△ 9,914
VIII 投資的経費	△ 21,543	△ 17,022	(イ) 災害復旧事業費	△ 121	△ 121
1 直轄事業負担金	△ 3,251	△ 3,251	4 特別事業費	△ 2,090	△ 2,090
(ア) 治山治水	△ 964	△ 964	(ア) 過疎対策事業費	41	41
(イ) 道路整備	△ 1,551	△ 1,551	(イ) 地域活性化事業費	△ 374	△ 374
(ウ) 農業農村整備	△ 156	△ 156	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 1,385	△ 1,385
(エ) その他	△ 580	△ 580	(エ) 防災対策事業費	△ 199	△ 199
2 公共事業費	△ 6,167	△ 1,646	(オ) 施設整備事業費	△ 173	△ 173
(ア) 普通建設事業費	△ 6,160	△ 1,656	(一般財源化分)		
(a) 治山治水	△ 5,369	△ 2,686	(地方単独事業計)	△12,125	△12,125
(b) 道路整備	△ 1,910	△ 720	IX 公営企業繰出金	333	333
(c) 港湾空港鉄道等	△ 1,037	△ 648	1 収益勘定繰出金	157	157
(d) 住宅都市環境	△ 15,218	△ 8,507	2 資本勘定繰出金	176	176
(e) 生活環境施設整備	△ 2,129	△ 1,244	X 地方交付税の不交付	△ 6,300	△ 6,300
(f) 農林水産基盤整備	△ 2,155	△ 838	団体における平均水		
(g) 社会資本総合整備	22,579	13,000	準を超える必要経費		
(h) 推進費等	△ 1,182	△ 614	歳出増減額の合計	△ 4,289	△16,473
(i) 国庫負担かさ上げ	0	104			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成22年度		平成21年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 給与関係経費	216,864	26.4	221,271	26.8
2 一般行政経費	294,331	35.8	272,608	33.0
3 地方再生対策費	4,000	0.5	4,000	0.5
4 地域雇用創出推進費	—	—	5,000	0.6
5 地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	1.2	—	—
6 公債費	134,025	16.3	132,955	16.1
7 維持補修費	9,663	1.2	9,678	1.2
8 投資的経費	119,074	14.5	140,617	17.0
9 公営企業繰出金	26,961	3.3	26,628	3.2
10 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	6,500	0.8	12,800	1.6
歳出合計	821,268	100.0	825,557	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は21兆6,864億円であり、前年度に比し、4,407億円(2.0%)減少(公立保育所保育士人件費及び追加費用を除く総額は、前年度に比し、7,815億円(3.5%)減少)している。

地方財政計画上の職員数については、引き続き定員の純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、20,666人の純減(公立保育所保育士人件費を一般行政経費(単独)から移し替えたことにより、4,143人の増)としていること。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、地域民間給与の更なる反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(追加費用及び退職手当を除く)

給与費(追加費用及び退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆3,932億円であり、前年度に比し、5,192億円(2.7%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,508億円となり、前年度に比し、1,602億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆2,343億円であり、前年度に比し、831億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,095億円であり、前年度に比し、115億円減少している。なお、規模是正(5,174人)による影響を除いた場合、前年度に比し、523億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆3,986億円であり、前年度に比し、2,644億円減少している。

(2) 追加費用

追加費用の総額は9,820億円であり、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(平成19年4月13日国会提出閣法第95号。)が廃案となったことに伴い、平成20年度に地方公務員共済組合が負担した、本来地方公共団体が負担すべき追加費用の額の精算及び平成22年度に地方公共団体が負担すべき追加費用の額を含む額を見込んだことにより、前年度に比し、1,637億円(20.0%)増加している。

(3) 退職手当

退職手当の総額は2兆2,800億円であり、前年度に比し、819億円(3.5%)減少している。

(4) 恩 給 費

恩給費の総額は312億円であり、前年度に比し、33億円（9.6%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	平成21年度 計画人員	増 減 数	平成22年度 計画人員
1 義務教育教職員	702,800	1,592	704,392
(1) 小学校教職員	423,848	12	423,860
(2) 中学校教職員	239,687	796	240,483
(3) 特別支援学校教職員	39,265	784	40,049
2 非義務教育教員	237,751	737	238,488
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	210,036	1,523	211,559
(2) 大学教員	3,792	△ 399	3,393
(3) 幼稚園教員	23,923	△ 387	23,536
3 警察官	249,208	868	250,076
4 消防職員	153,153	[5,174] —	158,327
5 一般職員	1,029,458	[△ 5,174] 946	1,025,230
(1) 高校事務職員等	34,103	△ 60	34,043
(2) 警察事務職員	24,741	△ 74	24,667
(3) その他一般職員	967,179	[△ 5,174] 1,180	963,185
うち民間委託等推進分		△ 8,467	
うち公立保育所保育士移替分		24,809	
(4) 補助職員等	3,435	△ 100	3,335
合 計	2,372,370	[0] 4,143	2,376,513

(注) [] 内は規模は正数であり、外書きである。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は29兆4,331億円であり、前年度に比し、2兆1,723億円（8.0%）増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は14兆4,313億円であり、前年度に比し、2兆1,426億円（17.4%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	平成22年度(A)			平成21年度(B)			増減額(A) - (B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	30,640	25,025	55,665	29,579	24,711	54,290	1,061	314	1,375	
その他の	22,944	3,303	26,247	24,439	2,699	27,138	△ 1,495	604	△ 891	
内閣府計	53,584	28,328	81,912	54,018	27,410	81,428	△ 434	918	△ 484	
(総務省所管)										
市町村合併体制整備費補助金	5,400	—	5,400	5,553	—	5,553	△ 153	—	△ 153	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,751	4,751	9,502	5,001	5,001	10,002	△ 250	△ 250	△ 500	
その他の	126,729	89	126,818	104,118	8,543	112,661	△ 22,611	△ 8,454	△ 14,157	
総務省計	136,880	4,840	141,720	114,672	13,544	128,216	△ 22,208	△ 8,704	△ 13,504	
(法務省所管)										
外国人登録事務委託費等	6,688	—	6,688	6,904	—	6,904	△ 216	—	△ 216	
(文部科学省所管)										
特定支援教育就学奨励費負担金	4,686	4,686	9,372	4,427	4,427	8,854	259	259	518	
退職教員等人材活用事業費補助金	2,760	5,520	8,280	5,795	11,590	17,385	△ 3,035	△ 6,070	△ 9,105	
幼稚園就園奨励費補助金	20,417	42,001	62,418	20,397	41,658	62,055	20	343	363	
私立高等学校等経常費補助金	97,235	—	97,235	101,399	—	101,399	△ 4,164	—	△ 4,164	
高等学校等就学支援金交付金	148,927	—	148,927	—	—	—	148,927	—	148,927	
その他の	37,684	36,156	73,840	43,980	39,454	83,434	△ 6,296	△ 3,298	△ 9,594	
文部科学省計	311,709	88,363	400,072	175,998	97,129	273,127	△ 135,711	△ 8,766	△ 126,945	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	40,833	40,980	81,813	32,776	34,683	67,459	8,057	6,297	14,354	
結核医療費負担金	3,537	1,372	4,909	3,804	1,492	5,296	△ 267	△ 120	△ 387	
精神保健費等負担金	10,116	6,626	16,742	9,778	6,334	16,112	338	292	630	
生活保護費負担金	2,236,721	745,574	2,982,295	2,094,746	698,249	2,792,995	141,975	47,325	189,300	
身体障害者保護費負担金	1,588	1,497	3,085	1,600	1,509	3,109	△ 12	△ 12	△ 24	
障害者自立支援給付費等負担金	784,118	784,118	1,568,236	671,753	671,753	1,343,506	112,365	112,365	224,730	
後期高齢者医療給付費負担金	5,962	1,892,381	1,898,343	5,221	1,841,602	1,846,823	741	50,779	51,520	
介護給付費負担金	—	1,986,810	1,986,810	—	1,893,404	1,893,404	—	93,406	93,406	
在宅福祉事業費補助金	2,902	5,243	8,145	3,218	6,012	9,230	△ 316	△ 769	△ 1,085	
児童保護費等負担金	552,572	552,572	1,105,144	531,149	531,149	1,062,298	21,423	21,423	42,846	
児童手当及子ども手当交付金	1,669,884	547,804	2,217,688	429,604	502,021	931,625	1,240,280	45,783	1,286,063	
児童扶養手当給付費負担金	167,655	335,311	502,966	161,241	322,482	483,723	6,414	12,829	19,243	
保険基盤安定等負担金	38,748	103,806	142,554	37,030	94,382	131,412	1,718	9,424	11,142	
職業転換訓練費負担金	2,186	2,186	4,372	2,330	2,330	4,660	△ 144	△ 144	△ 288	
その他の	516,252	614,756	1,131,008	469,055	571,066	1,040,121	47,197	43,690	90,887	
厚生労働省計	6,033,074	7,621,036	13,654,110	4,453,305	7,178,468	11,631,773	1,579,769	442,568	2,022,337	

区 分	平成22年度(A)			平成21年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
農地保有合理化促進対策費補助金	4,777	677	5,454	8,931	7,419	16,350 △	4,154 △	6,742 △	10,896
家畜伝染病予防費負担金	2,526	2,113	4,639	2,526	2,113	4,639	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	26,474	—	26,474	23,446	—	23,446	3,028	—	3,028
そ の 他	23,000	4,751	27,751	30,540	5,220	35,760 △	7,540 △	469 △	8,009
農 林 水 産 省 計	56,777	7,541	64,318	65,443	14,752	80,195 △	8,666 △	7,211 △	15,877
(経済産業省所管)									
新エネルギー等導入促進対策費補助金	5,247	5,232	10,479	6,061	6,018	12,079 △	814 △	786 △	1,600
そ の 他	13,221	976	14,197	14,541	1,196	15,737 △	1,320 △	220 △	1,540
経 済 産 業 省 計	18,468	6,208	24,676	20,602	7,214	27,816 △	2,134 △	1,006 △	3,140
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	11,300	11,300	22,600	12,071	12,071	24,142 △	771 △	771 △	1,542
そ の 他	16,695	16,438	33,133	17,080	15,936	33,016 △	385	502	117
国 土 交 通 省 計	27,995	27,738	55,733	29,151	28,007	57,158 △	1,156 △	269 △	1,425
(環境省所管)									
公害健康被害補償給付支給事務費交付金等	18,676	11,443	30,119	18,856	11,910	30,766 △	180 △	467 △	647
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	201	—	201	203	—	203 △	2	— △	2
合 計	6,664,052	7,795,497	14,459,549	4,939,152	7,378,434	12,317,586	1,724,900	417,063	2,141,963
補助職員等の組替えによる減	△ 28,284	△ 2	△ 28,286	△ 28,901	—	△ 28,901	617 △	2	615
再 計	6,635,768	7,795,495	14,431,263	4,910,251	7,378,434	12,288,685	1,725,517	417,061	2,142,578

(注) 平成21年度は、平成22年度との比較対照のため、一部組替えをしている。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、前年度と同額の13兆8,285億円を計上している。

地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策等に財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,393億円、都道府県国保財政調整交付金5,108億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,232億円を合算した1兆1,733億円を計上している。

3 地方再生対策費

地方団体が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費について、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、前年度と同額の4,000億円を計上している。

4 地域雇用創出推進費

「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設に伴い、既往の「地域雇用創出推進費」は廃止している。

5 地域活性化・雇用等臨時特例費

地方団体が当面の地方単独事業等を実施するために必要な経費について、既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、新たに9,850億円を計上している。

6 公 債 費

地方債の元利償還金は13兆4,025億円(元金償還金11兆66億円、利払費2兆3,959億円)であり、前年度に比し、1,070億円(0.8%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成22年度末の地方債現在高は141兆3,072億円と見込まれ、前年度末に比し、2兆4,873億円(1.8%)増加する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成22年度償還金(A)			平成21年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元	金	計	元	金	計	元	金	計
110,066	23,959	134,025	107,561	25,394	132,955	2,505	△1,435	1,070

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

(単位 億円)

平成21年度 末現在高 (A)	平成22年度		平成22年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,388,199	134,939	110,066	1,413,072	24,873

7 維持補修費

維持補修費の総額は9,663億円であり、前年度に比し、15億円(0.2%)減少している。

8 投資的経費

投資的経費の総額は11兆9,074億円であり、前年度に比し、2兆1,543億円(15.3%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆8,683億円であり、前年度に比し、1兆2,125億円(15.0%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は7,072億円であり、前年度に比し、3,251億円(31.5%)減少している。なお、このうち維持管理に係る地方団体の負担については、平成23年度に全廃することとしているが、経過措置として、平成22年度に限り、特定の事業に要する費用として579億円を計上している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は4兆3,319億円であり、前年度に比し、6,167億円(12.5%)減少している。このうち、普通建設事業費は4兆2,806億円で、前年度に比し、6,160億円(12.6%)減少しており、災害復旧事業費は513億円で、前年度に比し、7億円(1.3%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成22年度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 特 別 会 計				
(1) 治 水	554,769	131,698	31,521	717,988
河 川	311,898	70,621	—	382,519
砂 防	68,446	23,299	—	91,745
ダ ム	174,425	37,778	31,521	243,724
(2) 治 山	31,478	2,620	—	34,098
(3) 道 路 整 備	1,138,672	365,895	—	1,504,567
(4) 港 湾	145,769	42,247	824	188,840
(5) 空 港	166,056	3,405	—	169,461
計 (a)	2,036,744	545,865	32,345	2,614,954
2 一 般 会 計				
(1) 海 岸	16,643	5,581	—	22,224
農 林	2,430	842	—	3,272
運 輸	6,225	2,216	—	8,441
建 設	7,988	2,523	—	10,511
(2) 都 市 環 境	25,292	2,705	—	27,997
(3) 農 業 農 村 整 備	67,604	11,159	—	78,763
(4) 森 林 水 産 基 盤	12,160	3,873	—	16,033
(5) 災 害 関 連	2,597	1,120	—	3,717
(6) 災 害 復 旧	14,745	6,252	40	21,037
河 川 等	11,930	5,613	40	17,583
港 湾	496	220	—	716
道 路	727	330	—	1,057
山 林 施 設 等	1,592	89	—	1,681
(7) 推 進 費 等	20,849	8,448	—	29,297
計 (b)	159,890	39,138	40	199,068
既往年度における農業農村整備負担金等	—	122,163	—	122,163
再 計 (c)	159,890	161,301	40	321,231
総 計 (a) + (c) (計画計上分)	2,196,634	707,166	32,385	2,936,185

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	33,539	9,537	2,102	45,178
(a) + (b) + (d)	2,230,173	594,540	34,487	2,859,200

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「2 一般会計」の「(3)

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成 21 年 度 (B)				増 減 額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
529,661	226,626	35,448	791,735	25,108	△ 94,928	△ 3,927	△ 73,747
275,735	130,433	—	406,168	36,163	△ 59,812	—	△ 23,649
68,809	29,423	—	98,232	△ 363	△ 6,124	—	△ 6,487
185,117	66,770	35,448	287,335	△ 10,692	△ 28,992	△ 3,927	△ 43,611
39,415	4,086	—	43,501	△ 7,937	△ 1,466	—	△ 9,403
1,268,547	520,991	—	1,789,538	△129,875	△155,096	—	△284,971
165,711	75,666	2,730	244,107	△ 19,942	△ 33,419	△ 1,906	△ 55,267
220,773	5,880	—	226,653	△ 54,717	△ 2,475	—	△ 57,192
2,224,107	833,249	38,178	3,095,534	△187,363	△287,384	△ 5,833	△480,580
16,264	6,731	—	22,995	379	△ 1,150	—	△ 771
2,620	1,091	—	3,711	△ 190	△ 249	—	△ 439
6,143	2,591	—	8,734	82	△ 375	—	△ 293
7,501	3,049	—	10,550	487	△ 526	—	△ 39
25,757	7,519	—	33,276	△ 465	△ 4,814	—	△ 5,279
126,400	26,790	—	153,190	△ 58,796	△ 15,631	—	△ 74,427
14,338	4,905	—	19,243	△ 2,178	△ 1,032	—	△ 3,210
2,942	1,325	—	4,267	△ 345	△ 205	—	△ 550
12,216	5,755	30	18,001	2,529	497	10	3,036
10,508	5,063	30	15,601	1,422	550	10	1,982
515	242	—	757	△ 19	△ 22	—	△ 41
721	336	—	1,057	6	△ 6	—	—
472	114	—	586	1,120	△ 25	—	1,095
42,187	16,123	—	58,310	△ 21,338	△ 7,675	—	△ 29,013
240,104	69,148	30	309,282	△ 80,214	△ 30,010	10	△110,214
—	129,878	—	129,878	—	△ 7,715	—	△ 7,715
240,104	199,026	30	439,160	△ 80,214	△ 37,725	10	△117,929
2,464,211	1,032,275	38,208	3,534,694	△267,577	△325,109	△ 5,823	△598,509
53,886	28,317	3,492	85,695	△ 20,347	△ 18,780	△ 1,390	△ 40,517
2,518,097	930,714	41,700	3,490,511	△287,924	△336,174	△ 7,213	△631,311

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「農業農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成22年度(A)			平成21年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
1 一 般 公 共									
(1) 治 水 治 山	92,361	93,829	186,190	360,585	362,470	723,055	△ 268,224	△ 268,641	△ 536,865
(2) 道 路 整 備	73,480	61,425	134,905	192,519	133,396	325,915	△ 119,039	△ 71,971	△ 191,010
(3) 港湾空港鉄道等	25,021	121,607	146,628	63,908	186,453	250,361	△ 38,887	△ 64,846	△ 103,733
(4) 住宅都市環境	8,754	10,210	18,964	679,795	860,952	1,540,747	△ 671,041	△ 850,742	△ 1,521,783
(5) 生活環境施設整備	62,646	109,682	172,328	151,205	234,066	385,271	△ 88,559	△ 124,384	△ 212,943
(6) 農林水産基盤整備	286,471	248,752	535,223	418,258	332,525	750,783	△ 131,787	△ 83,773	△ 215,560
(7) 社会資本総合整備	957,883	1,300,024	2,257,907	—	—	—	957,883	1,300,024	2,257,907
(8) 推 進 費 等	69,407	82,663	152,070	126,141	144,093	270,234	△ 56,734	△ 61,430	△ 118,164
(9) 災 害 関 連	7,168	5,069	12,237	6,055	3,712	9,767	1,113	1,357	2,470
小 計	1,583,191	2,033,261	3,616,452	1,998,466	2,257,667	4,256,133	△ 415,275	△ 224,406	△ 639,681
(10) 後進地域等地方 団体に対する国 庫負担かさ上げ 額	45,725	△45,725	—	56,101	△56,101	—	△ 10,376	10,376	—
計 (a)	1,628,916	1,987,536	3,616,452	2,054,567	2,201,566	4,256,133	△ 425,651	△ 214,030	△ 639,681
2 そ の 他 公 共									
(1) 文 教 施 設	129,646	150,762	280,408	130,225	128,107	258,332	△ 579	22,655	22,076
(2) 厚生労働施設	62,422	68,145	130,567	72,912	35,625	108,537	△ 10,490	32,520	22,030
(3) 小笠原諸島振興 開発事業	1,253	737	1,990	1,276	1,111	2,387	△ 23	△ 374	△ 397
(4) 防衛施設運営等 関連施設	46,432	14,436	60,868	47,558	14,195	61,753	△ 1,126	241	△ 885
(5) 都道府県警察施 設	24,233	24,233	48,466	24,477	24,477	48,954	△ 244	△ 244	△ 488
(6) 消 防 施 設 等	3,066	3,953	7,019	3,161	3,707	6,868	△ 95	246	151
(7) 豪雪地帯対策特 別事業	77	77	154	124	124	248	△ 47	△ 47	△ 94
(8) 過疎地域集落整 備事業	296	386	682	502	702	1,204	△ 206	△ 316	△ 522
(9) 防災集団移転促 進事業等	345	316	661	436	407	843	△ 91	△ 91	△ 182
(10) 離島振興特別事 業	423	474	897	439	500	939	△ 16	△ 26	△ 42
(11) 農村振興対策事 業	31,451	24,677	56,128	44,282	34,174	78,456	△ 12,831	△ 9,497	△ 22,328
(12) そ の 他	49,931	26,417	76,348	48,857	23,177	72,034	1,074	3,240	4,314
小 計	349,575	314,613	664,188	374,249	266,306	640,555	△ 24,674	48,307	23,633
(13) 新産都市等に対 する国庫負担か さ上げ額	—	—	—	80	△ 80	—	△ 80	80	—
計 (b)	349,575	314,613	664,188	374,329	266,226	640,555	△ 24,754	48,387	23,633
合計(a)+(b) (c)	1,978,491	2,302,149	4,280,640	2,428,896	2,467,792	4,896,688	△ 450,405	△ 165,643	△ 616,048

区 分	平成22年度(A)			平成21年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	35,688	12,194	47,882	37,458	11,109	48,567	△ 1,770	1,085	△ 685
(2) 文教施設	594	297	891	594	297	891	—	—	—
(3) 災害予備費等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	36,282	14,991	51,273	38,052	13,906	51,958	△ 1,770	1,085	△ 685
総計(c)＋(d)	2,014,773	2,317,140	4,331,913	2,466,948	2,481,698	4,948,646	△452,175	△164,558	△616,733

(注) 国の公共事業関係費における経費区分の見直しに準じ、事業区分の組替えを行った。平成21年度の計数は組替え後のものである。

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は4兆9,405億円であり、前年度に比し、1兆35億円(16.9%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として4兆8,787億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成21年発生災害及び現年発生災害に係る平成22年度における復旧事業費として618億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は1兆9,278億円であり、前年度に比し、2,090億円(9.8%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として7,660億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

自然環境、エネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」の考え方の下、地域の活性化を図るための地域活性化事業費として711億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例等に関する法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として8,740億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,129億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として1,038億円を計上している。

9 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は2兆6,961億円であり、前年度に比し、333億円(1.3%)増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆7,454億円であり、前年度に比し、162億円(0.9%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆3,562億円であり、前年度に比し、157億円(1.2%)増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成22年度(A)	平成21年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	312	300	12
2	交	通	事業	358	371	△ 13
3	病	院	事業	4,754	4,455	299
4	下	水	道事業	7,165	7,353	△ 188
5	そ	の	他の事業	973	926	47
	合	計		13,562	13,405	157

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆3,399億円であり、前年度に比し、176億円(1.3%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成22年度(A)	平成21年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	792	929	△ 137
2	交	通	事業	870	853	17
3	病	院	事業	2,364	2,328	36
4	下	水	道事業	8,089	7,376	713
5	そ	の	他の事業	1,284	1,737	△ 453
	合	計		13,399	13,223	176

10 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、6,300億円(49.2%)の減少を見込み、6,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は25兆3,600億円であり、前年度に比し、1兆4,611億円増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で21兆281億円(前年度に比し2兆778億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で4兆2,806億円(前年度に比し6,160億円の減少)、災害復旧事業費で513億円(前年度に比し7億円の減少)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)										
	平成22年度(A)			平成21年度(B)			増減額(A)－(B)				
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計		
A 普通補助負担金等関係											
1 内閣府所管	53,584	28,328	81,912	54,018	27,410	81,428	△ 434	918		484	
2 総務省所管	136,880	4,840	141,720	114,672	13,544	128,216	22,208	△ 8,704		13,504	
3 法務省所管	6,688	—	6,688	6,904	—	6,904	△ 216	—	△	216	
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 文部科学省所管	311,709	88,363	400,072	175,998	97,129	273,127	135,711	△ 8,766		126,945	
7 厚生労働省所管	6,033,074	7,621,036	13,654,110	4,453,305	7,178,468	11,631,773	1,579,769	442,568		2,022,337	
8 農林水産省所管	56,777	7,541	64,318	65,443	14,752	80,195	△ 8,666	△ 7,211	△	15,877	
9 経済産業省所管	18,468	6,208	24,676	20,602	7,214	27,816	△ 2,134	△ 1,006	△	3,140	
10 国土交通省所管	27,995	27,738	55,733	29,151	28,007	57,158	△ 1,156	△ 269	△	1,425	
11 環境省所管	18,676	11,443	30,119	18,856	11,910	30,766	△ 180	△ 467	△	647	
12 防衛省所管	201	—	201	203	—	203	△ 2	—	△	2	
小計(1～12)	6,664,052	7,795,497	14,459,549	4,939,152	7,378,434	12,317,586	1,724,900	417,063		2,141,963	
13 義務教育職員給与費	1,593,767	4,974,746	6,568,513	1,648,250	4,984,458	6,632,708	△54,483	△9,712	△	64,195	
計(1～13)	8,257,819	12,770,243	21,028,062	6,587,402	12,362,892	18,950,294	1,670,417	407,351		2,077,768	
B 公共事業費補助負担金関係											
1 普通建設事業費	1,978,491	2,302,149	4,280,640	2,428,896	2,467,792	4,896,688	△450,405	△165,643	△	616,048	
2 災害復旧	36,282	14,991	51,273	38,052	13,906	51,958	△ 1,770	1,085	△	685	
計(1～2)	2,014,773	2,317,140	4,331,913	2,466,948	2,481,698	4,948,646	△452,175	△164,558	△	616,733	
総計(A+B)	10,272,592	15,087,383	25,359,975	9,054,350	14,844,590	23,898,940	1,218,242	242,793		1,461,035	

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	7,567,464	10,180,816	17,748,280
地方財政法第10条の2関係経費	829,186	708,591	1,537,777
地方財政法第10条の3関係経費	36,477	11,541	48,018
地方財政法第34条関係経費	1	—	1
総計	8,433,128	10,900,948	19,334,076

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,593,767	3,187,534	4,781,301
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	27,130	23,990	51,120
	4 生活保護に要する経費	2,236,721	745,574	2,982,295
	5 感染症の予防に要する経費	5,039	2,867	7,906
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,016	1,016	2,031
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	97,275	87,993	185,268
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	320,254	320,254	640,508
	10 婦人相談所に要する経費	894	894	1,788
	11 知的障害者の援護に要する経費	377,226	377,226	754,452
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	1,886,490	1,886,490
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	70,410	2,057,838	2,128,249
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	510,820	510,820	1,021,641
	15 児童手当及び子ども手当に要する経費	1,669,884	547,804	2,217,688
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	39,159	58,719	97,877
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,218	306	1,524
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	37,027	12,342	49,369
	19 児童扶養手当に要する経費	167,655	335,311	502,966
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,358	2,358	4,717

(単位 百万円)

地方財政法 条 号		事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	21	家畜伝染病予防に要する経費	2,526	2,113	4,639
	22	民有林の森林計画、保安林の整備 その他森林の保続培養に要する経費	424	424	847
	23	森林病虫害等の防除に要する経費	744	726	1,470
	24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく 地籍調査に要する経費	11,300	11,300	22,600
	25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	4,686	4,686	9,373
	26	公営住宅の家賃の低廉化に要する 経費	2,230	2,230	4,460
	27	消防庁長官の指示により出動した 緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	—	10
	28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態 における緊急対処保護措置に要する 経費並びにこれらに係る損失の 補償若しくは実費の弁償、損害の 補償又は損失の補てんに要する経費 並びに国の機関と共同して行う 国民の保護のための措置及び緊急 対処保護措置についての訓練に要 する経費	85	—	85
	29	公立高等学校に係る授業料の不徴 収及び高等学校等就学支援金の支 給に要する経費	387,604	—	387,604
		計	7,567,464	10,180,816	17,748,280
10の2	1～6	普通建設事業に要する経費	829,186	708,591	1,537,777
		計	829,186	708,591	1,537,777
10の3	1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
	2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	140	140	280
	3～9	災害復旧事業に要する経費	36,137	11,201	47,338
		計	36,477	11,541	48,018
34		引揚者への援護に要する経費	1	—	1
		計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。